

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）

この書面、手数料に関する書面及び目論見書の内容をよくお読み下さい。

手数料など諸費用について

- ・ 投資信託を購入する場合、購入対価の他に別紙「投資信託購入時手数料表」に記載の手数料をいただきます。
- ・ 投資信託に係る費用については、交付目論見書をご確認下さい。
- ・ 手数料は、お買付金額（お買付口数×約定日の基準価額）にファンドごとの手数料率を乗じた額とします。

クーリング・オフの適用について

- ・ 当ファンドのお取引に関しましては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用対象とはなりませんので、ご注意下さい。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において投資信託のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座等の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、予め前受金等をお預け頂いたうえで、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただけていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金をお預けいただきます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書を交付いたします。

当社とお客様との利益が相反するおそれ

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当社とお客様との利益が相反するおそれがあります。

- ・ 当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。

当社の概要

商号等	スターツ証券株式会社（金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第99号）
所在地	〒134-0088 東京都江戸川区西葛西三丁目22番21号
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
	所在地：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館
	電話番号：0120-64-5005
	受付時間：月～金 午前9時～午後5時（祝日等を除く）
資本金	5億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	1999年11月
連絡先	03-3686-2532（リスクマネジメント部）